

(学校長、保護者への通知)

第7条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更結果通知書により、速やかに関係学校長および申請者に通知する。

(特例措置)

第8条 教育委員会は、区立学校適正配置実施計画等特別な事業に伴い指定校変更の処理を要する場合には、第2条第2項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める手続きによりこれを行うことができる。

(補則)

第9条 この事務処理基準に必要な書類の様式については、学校教育部長が別に定める。

付 則

- 1 この基準は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 指定校変更・区域外就学の審査に係る事務処理内規（平成4年2月12日教育長決定）は廃止する。

付 則（平成21年10月5日、21練教学学第1156号）

- 1 この基準は、平成21年10月5日から施行する。
- 2 指定校変更・区域外就学の審査に係る事務処理基準（平成14年10月28日教育長決定）は廃止する。

別表1（第3条関係）承認基準

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
1 教育 指導上 の事由	(1) いじめおよび不登校等、学校生活に起因して、在籍校または指定小中学校に通学することが困難な状況である場合	在籍校の意見書等状況のわかる書類	小学校および中学校の在校生
	(2) 中学校入学時において、いじめ等により指定中学校以外の学校への入学を希望する場合		中学校の新（転）入学生
	(3) 交友関係の理由により、児童および生徒の個性や性格を考慮する必要があると認められる場合	保育園、幼稚園および小学校の意見書等状況のわかる書類	小学校および中学校の新（転）入学生

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
2 身体的事由	(1) 通常の学級へ通学できるが、身体障害や病虚弱であるため、通学距離上、最短距離の学校へ通学させる必要があると認められる場合	障害の程度、病気の程度がわかるもの（身体障害者手帳または診断書等の写）	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(2) 慢性疾患等により、長期間、定期的に通院治療を必要とし、かつ、診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学させる必要があると認められる場合	疾患名、通院先、通院頻度、通院期間がわかるもの	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(3) 過去または現在の疾病により、指定小学校または中学校へ入学、通学することで、疾病が再発する可能性が高い場合または症状の改善が望めない場合	診断書（写）	小学校および中学校の新（転）入学生
3 保護者および家庭生活上の事由	(1) 親権者の長期入院、遠隔地への赴任、行方不明、死亡等、やむを得ない生活上の事情により、親権者が児童および生徒を監護教育できない状況にあり、このため、就学についても近親者等に委託せざるを得ないと認められる場合	委託された近親者等と保護者の内容を記した双方の文書	小学校および中学校の新（転）入学生および在校生
	(2) 指定小学校から離れた学童クラブ等に児童を預けなければならないやむを得ない事情があり、当該学童クラブ等のある通学区域の小学校への入学を希望する場合	学童クラブの入会承認通知書（写）または預かり証明書等	小学校の新（転）入学生
4 兄弟姉妹関係の事由	兄弟姉妹が現に在学しており、通学や学校と家庭との連絡の観点から、弟妹が同一の学校に同一期間通学させることが適当と認められる場合		小学校および中学校の新（転）入学生

区 分	承認基準	必要書類等	対象者
5 転居の事由	(1) 転居後も、引き続き在籍校への通学を希望し、かつ、通学が可能な距離、時間、手段であると認められる場合		小学校および中学校の在校生
	(2) 転居予定日までが、1年未満の場合で、予め転居先の学校に通学させることが望ましいと判断され、かつ通学が可能な距離・時間・手段・期間であると認められる場合	転居可能月日・所在地・居住者等がわかる売買・賃貸・建築請負等の契約書(写)または建築確認書(写)	小学校および中学校の新(転)入学生および在校生
6 地理的理由	指定小学校よりも、明らかに通学距離・通学時間ともに短い場合		小学校の新(転)入学生
7 保護者の就労等の事由	(1) 保護者の就労、疾病、介護等に係る事情により、下校後または登校前に児童を第三者に預けなければならない場合	第三者に預ける場合は内容を記した双方の文書	小学校の新(転)入学生
	(2) 保護者が住所地以外に店舗や工場等を営み事実上生活の本拠となっている場合	保護者の就労、疾病、介護等の状況を確認できるもの	小学校および中学校の新(転)入学生
8 部活動による事由	指定校に希望する部活動がない、または廃部となる等、部活動に特別な配慮を要する必要があると認められる場合		中学校の新(転)入学生
9 学校選択制度上の事由	学校選択制度による希望票の提出期限後、当該年度末までに練馬区に転入した就学予定者が、指定中学校以外の学校を希望する場合(ただし、学校選択制度と同様、本事由による申請は1回のみとする)		中学校の新入学生
10 その他	上記以外の事由で、教育委員会が特に必要と認めた場合	各事由に応じた書類	

別表2（第5条関係）承認の例外

区 分	承認の例外
1 学級編制上の事由	(1) 新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数が、1学級定員を超える場合
	(2) 承認により学級数が増減し、学校施設や学校運営に支障が生じる場合
	(3) 新（転）入学生の指定校変更、区域外就学の承認件数と転入、転居者見込数の合計数により学級数が増え、学校施設や学校運営に支障が生じると判断される場合
2 教育指導上の事由	教育指導上の観点から、希望校での受入れが適切でないと判断される場合
3 通学距離等の事由	(1) 学校の管理運営に支障が生じる場合
	(2) 新入学の児童が、隣接学区域外の小学校へ通学を希望する場合
4 学校選択制度上の事由	(1) 当該年度において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校を希望する場合
	(2) 前年度以前において、学校選択制度に伴う抽選を実施した学校の当該学年を希望する場合

ホーム > 子育て・教育 > 小学校・中学校の情報と手続き > 学校に関する手続き > 指定校変更の手続きについて

更新日:2010年5月11日

指定校変更の手続きについて

足立区立の小・中学校に入学する場合、学校選択制度を経て、指定校として教育委員会から入学する区立学校が指定されます。新入学・在学学生にかかわらず、足立区に住所がある方で、事情により現在指定されている以外の小・中学校に変更を希望する場合、教育委員会への手続きが必要です。

指定校変更ができるのは、以下の承認基準に該当する場合のみとなります。詳しくは学務課就学係へご相談ください。

※必要書類等については、代表的なものを挙げています。相談の内容により、このほかに必要な場合があります。

指定校変更承認基準 (平成19年2月1日改正)

承認事由	適用	必要書類等
1 慢性疾患等により、希望校学区域内の病院に長期間、定期的に通院加療を必要とすると認められる場合。	小 中	診断書等 校長意見書 在学証明書等
2 学校行事・PTA活動等への参加や家屋の移転時期の都合等により、一定期間(学期末または学年末等)引き続き通学させることが望ましい場合。	小 中	校長意見書 在学証明書等
3 一年以内に希望校学区域内に転居することが確定している場合。	小 中	建築確認書 建築請負契約書、売買・賃貸契約書等 在学証明書等
4 いじめ・不登校等学校生活に起因し、在籍校に通学することが困難となっている状況で、転校させざるを得ないと判断される場合。	小 中	事実関係及び対応等を記した経緯書 校長意見書 在学証明書等
5 統廃合・学区域変更等がある場合、「統合校への就学を希望する」場合および「新学区域の学校に就学を希望する」場合。	小 中	職権にて処理

6 新入学に際し、抽選により当選できず学区域の学校に就学指定された者が、抽選校以外の他の学校を希望する場合	小 中	就学通知書 辞退届
7 学区域外から通学している児童・生徒で、交通事情、道路事情及び防犯面において、通学に著しく危険を伴う等の環境変化があった場合。	小 中	環境変化の事実確認できる資料 校長意見書 在学証明書等
8 離婚・別居等家庭環境の変化により保護者の就労先が変わるとき、あるいは新たに就労をせざるを得ないときに、下校後の保護・監督者がいないため、希望校学区域内の親類等に預けざるを得ない場合。	原則、 小のみ	勤務証明書 預かり証明書 校長意見書 在学証明書等
9 その他、教育委員会が特に必要と認めた場合	小 中	事由に応じた書類

このページのジャンルに関するよくあるご質問

現在よくあるご質問は作成されていません。

お問い合わせ

学務課就学係(区役所南館5階)

電話番号:03-3880-5969

ファクス:03-3880-5606

Eメール:gakumu@city.adachi.tokyo.jp

足立区 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5111(代表)

Copyright © Adachi-city. All rights reserved.

指定校変更

更新日 平成22年12月27日

葛飾区にお住まいで、現在指定されている葛飾区立学校から転校(葛飾区立学校)を希望する場合の手続きです。

指定校とは

お子さんが区立の小・中学校に入学するとき、区の教育委員会から入学する学校が指定されます。葛飾区では、住民基本台帳上の住所により、入学する学校を指定しています。この指定された学校を「指定校」といい、その学校に通う地域を「通学区域」といいます。

通学区域については下記をご覧ください。

[葛飾区小学校通学区域一覧](#)

[葛飾区中学校通学区域一覧](#)

指定校変更申請

葛飾区に住民票がある方で、事情により現在指定されている以外の小・中学校に通学を希望する場合には、教育委員会への手続きが必要です。

申請全てが認められるとは限りません。詳しくは学務課学事係までお問い合わせ下さい。

なお、葛飾区以外の市区町村に住民登録がある方の「区域外就学申請」については、下記をご覧ください。

[区域外就学](#)

新入学生は

原則として「学校選択制」により希望してください。詳しくは、新小学校1年生は「学校選択制(小学校)」を、新中学校1年生は「学校選択制(中学校)」をご覧ください。なお、特段の事情があり、学校選択制の範囲を超えて入学校の変更を希望する場合には、お問い合わせください。

[学校選択制\(小学校\)](#)

[学校選択制\(中学校\)](#)

指定校変更許可基準

葛飾区教育委員会の設定する通学区域による就学指定校以外の学校への就学は、葛飾区の学校選択制によるほか、個別事由による変更希望は指定校変更についての基準を下表のとおり定め、これにより認めることとしています。

申請に対する審査は、次の4つの要件を全て満たし、かつ、下表に該当する場合に承諾します。

1. 申請時において葛飾区民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
4. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

この「指定校変更許可基準」は、受け入れ先の学校の定員に余裕がある場合に適用する。

まずはご相談ください。

身体的理由による場合

許可基準	添付書類
心障学級に入級するため、当該学校に通学する場合。	・無し
慢性疾患等により、長期間・定期的に通院加療を必要とすると認められ、通院する病院の通学区域にある学校に通学する場合。	・診断書の写し等
住所地在通学区域外であり、健康上または身体的理由のため、通学距離・時間上最も至近な学校に通学させる必要があると認められる場合。	・健康上または身体的理由を証明する書類

教育的配慮による場合

許可基準	添付書類
学校生活(いじめ、不登校等)に起因して、在籍校に通学することが困難となっている状況の場合。	・学校長の意見書
海外からの帰国等、著しい環境の変化により、何らかの教育的配慮を要すると認められる場合。	・無し

家庭環境による場合

許可基準	添付書類
共働き、母子・父子家庭等、保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、父または母の勤務地の通学区域にある学校に通学する場合。	・保護者(共働き=父母、母子=母、父子=父)の勤務証明書

許可基準	添付書類
共働き等、保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、児童・生徒を通学区域にある親類等の家に預けざるを得ない場合。	・保護者(共働き=父母、母子=母、父子=父)の勤務証明書 ・預かり証明書
やむを得ない生活上の事情(保護者等の長期入院・遠隔地への赴任・行方不明・死亡等)により、児童・生徒を保護・監督できない状況にあり、通学区域にある親類等の家に預けざるを得ない場合。	・預かり証明書 ・事情が判る書類(あれば)
保護者が事業所(店舗・工場等)を営み、住民基本台帳上の住所と異なる居所が事実上生活の本拠地となっており、そこから通学することがやむを得ないと認められ、事業所の通学区域にある学校へ通学する場合。	・直近の確定申告書(事業所の屋号・所在地等明記)または営業許可書の写し等
学童保育クラブ入所により指定校からの下校が困難になると認められ、学童保育クラブの通学区域にある学校に通学する場合。	・学童保育クラブの入会承認通知書
住宅の購入等により、近い将来転居することが確定しており、転居先の通学区域にある学校へあらかじめ通学する場合。	・購入または賃貸契約書、建築確認書、建築請負契約書等の写し
保護者が祖父母等の看病のため長期間自宅を離れ、その祖父母等宅の通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと認められる場合。	・診断書の写し等

その他個別事項に配慮する場合


許可基準	添付書類
指定校変更により通学区域以外の小学校に就学している6年生の児童が、共に就学している多くの児童が進学する中学校と一緒に就学することを希望する場合。	・無し
兄弟姉妹が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められ、同時に在籍することが可能な場合。	・無し
その他、教育委員会が特に必要と認める場合。	・事情に応じた書類

暮らしのガイド ●


施設ガイド ●

行政情報 ●

地域の情報 ●

[現在のページ](#)  [トップページ](#) → [暮らしのガイド](#) → [教育](#) → [小学校・中学校](#) → [入学・転校手続き](#) → [小・中学校の転校手続き](#)

小・中学校の転校手続き

 更新日: 2012年7月9日

小・中学校の転校手続き

転入又は転居の手続きの際、学齢期のお子様がいる方には、通学区域の学校が指定された通知書(以下、「転入学通知書」)が発行されます。

転入学通知書に記載のある指定校に応じて、次のとおり手続き等をお願いします。

指定校に転校する場合

「転入学通知書」と今まで通学していた学校が発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を指定の学校に提出してください。

現在の在籍校と指定校が同じ場合

指定の学校に「転入学通知書」を提出してください。

国立・都立・私立又は他の自治体の学校に引続き通学を希望する場合

通学している学校名を戸籍住民係窓口にお申出のうえ、「転入学通知書」を返却してください。

国立・都立・私立の学校に引続き通学する場合は、別途、教育委員会への届出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

他の自治体の学校に引続き通学を希望する場合は、その学校が所属する自治体の教育委員会にて区域外就学の手続きが必要です。

指定校が変わった後も現在籍校に引き続き通学を希望する場合

現在籍校にご相談のうえ、「転入学通知書」を提出し、指定校変更の申請をしてください。

現在籍校にて承諾を得ている場合は、江戸川区役所(中央一丁目4番1号)4階5番窓口でも指定校変更の申請を受け付けます。

学校選択制の対象者は来年度新入学児童(小・中学校)のみです。

その他、やむをえない事由により、指定校の変更が必要な場合は下記の「指定校変更について」をご覧ください。

指定校変更制度について

江戸川区教育委員会の指定する通学区域による就学指定校以外の学校への就学は、「指定校変更の許可基準」に基づくやむを得ない事由の場合のみ、これを認めています。

次の3つの要件を満たし、かつ、下表に該当する場合に申請を受理し、審査後、結果を通知しますが、学校運営上等の理由により、指定校変更ができない場合がありますので、予めご承知ください。

1. 申請時において江戸川区民であること。
2. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途上の安全について責任を持つことを承諾すること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

※なお、この「指定校変更の許可基準」は、受入れ先の学校の定員に余裕がある場合に適用します。

「指定校変更の許可基準」

1) 身体的理由による場合

許可基準	添付書類
慢性疾患等により、長期間・定期的に通院加療を必要とすると認められ、通院する病院の通学区域にある学校に通学する場合。	・診断書の写し等
住所地が通学区域境であり、健康上または身体的理由のため、通学距離・時間上最も至近な学校に通学させる必要があると認められる場合。	・健康上または身体的理由を証明する書類 ・身体障害者手帳等

2) 教育的配慮による場合

許可基準	添付書類
いじめ、不登校等に起因して、指定校に通学することが困難な場合など特に配慮が必要であると判断される場合。	・学校長または在籍園長の意見書
著しい環境の変化により、何らかの教育的配慮を要すると認められる場合。	・状況に応じた書類

3) 通学の安全による場合

許可基準	添付書類
指定校への通学が、距離・時間・通学上の安全確保の観点から支障があると認められる場合（たとえば、距離1km以上で片側3車線の幹線道路を渡る場合など。）小学校1.2年のみ	・状況に応じた書類

4) 家庭環境による場合

許可基準	添付書類
保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、保護者の勤務地の通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと判断される場合。（小学校のみ）	・保護者の勤務証明書
保護者の就労により下校後の保護・監督者がいないため、児童を通学区域にある親戚等の家に預けざるを得ない場合。（小学校のみ）	・保護者の勤務証明書 ・預かり証明書
保護者が事業所（店舗・工場等）を営み、住民基本台帳上の住所と異なる居所が事実上生活の本拠地となっており、そこから通学することがやむを得ないと認められ、事業所の通学区域にある学校へ通学する場合。（小学校のみ）	・直近の確定申告書（事業所の屋号・所在地等明記）または、営業許可書の写し等
やむを得ない生活上の事情（保護者等の長期入院・遠隔地への赴任・行方不明・死亡等）により、児童を通学区域にある親戚等の家に預けざるを得ない場合。（小学校のみ）	・預かり証明書 ・事情がわかる書類等（あれば）
保護者が祖父母等の看病のため長期間自宅を離れ、その祖父母等宅の通学区域にある学校に通学することがやむを得ないと認められる場合。（小学校のみ）	・診断書の写し等
住宅の購入等により、近い将来（概ね半年以内）に転居することが確定しており、転居先の通学区域にある学校へあらかじめ通学する場合。	・購入または賃貸契約書、建築確認書、工事請負契約書等の写し
転居により現在籍校とは異なる学校が指定校となるが、引き続き現在籍校に就学を希望する場合。	・転入学通知書 ※引続き就学を希望する学校に提出する。
兄弟姉妹が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められ、同時に在籍することが可能な場合。	・状況に応じた書類

5) その他個別事情に配慮する場合

許可基準	添付書類
その他、教育委員会が特に必要と認める場合。	・状況に応じた書類